

国民健康保険税のお知らせ

■倒産、解雇などにより失業された方の国民健康保険税が軽減されます

(1) 対象者

- ・会社の倒産・解雇などによる離職した方（雇用保険の特定受給資格者）
- ・雇い止めなどによる離職した方（雇用保険の特定理由離職者）

★具体的には雇用保険受給資格者証の『離職年月日 理由』の欄に次のコード（2桁の数字）がある方

・特定受給資格者→11・12・21・22・31・32

・特定理由離職者→23・33・34

(2) 軽減額について

国民健康保険税は前年中の所得などで算定されますが、上記に該当する方の給与所得を100分の30とみなして算定します。ただし、軽減されるのは離職した方の給与所得のみで、同一世帯に離職していない国保加入者がいる場合、その方の分は軽減の対象となりません。

(3) 軽減の期間について

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。

※平成21年3月31日以降、平成22年3月30日までに離職された方は、平成22年度のみ（平成22年4月から平成23年3月まで）国民健康保険税の軽減対象となります。

※国民健康保険に加入途中で就職し、会社の健康保険に加入するなどして、国民健康保険の資格を喪失すると終了となります。

★軽減の期間について（参考）

	平成21年3月31日以降、平成22年3月30日までに離職された方	平成22年3月31日以降、平成23年3月30日までに離職された方	平成23年3月31日以降、平成24年3月30日までに離職された方
平成21年度 保険税	軽減なし	—	—
平成22年度 保険税	軽減あり	軽減あり	—
平成23年度 保険税	—	軽減あり	軽減あり
平成24年度 保険税	—	—	軽減あり

(4) 手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証、印鑑

■平成22年度より国民健康保険税の納期が変わります

納税者の方の1期当たりの納税負担を軽減するため、納期数を4期から7期に変更します。

変更前		変更後	
第1期	7月1日から7月31日まで	第1期	7月1日から7月31日まで
第2期	9月1日から9月30日まで	第2期	8月1日から8月31日まで
第3期	11月1日から11月30日まで	第3期	9月1日から9月30日まで
第4期	翌年の1月1日から1月31日まで	第4期	10月1日から10月31日まで
—	—	第5期	11月1日から11月30日まで
—	—	第6期	12月1日から12月25日まで
—	—	第7期	翌年の1月1日から1月31日まで